

(様式第2号)

令和2年度第4回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日時	令和2年 8月27日(木) 午前9時30分～午前11時40分
場所	東館3階 中会議室
出席者	委員 武田 重昭, 小池 志保子 届出者 (1) 共同住宅(清水町101番14) 申請者 **氏 設計者 **氏 (2) 老人ホーム(剣谷9番1) 申請者 **氏 設計者 **氏 事務局 白井都市計画課長, 岡本都市計画課係長, 畑都市計画課主査, 桑原都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

(ア) 共同住宅(清水町101番14)

(イ) 老人ホーム(剣谷9番1)

イ その他

(3) 閉会

2 審議経過

(1) 共同住宅(清水町101番14)

令和2年8月17日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- \* 通り外観を構成する道路に面する部分は, 塀や植栽等の配置を工夫することにより緑量の確保に努め, 舗装仕上げ材の連続性に配慮すること等により通り景観に与える影響を十分に検討した計画とし, 地域の景観を向上させるような質の高いデザインを検討すること。
- \* 建築物に附属する駐車場, 駐輪場, ゴミ置き場, 設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし, 植栽等による修景に努めること。
- \* 周囲の建物と調和した建築スケールにするとともに, 外観についても, 使用する材料や色彩に配慮し, 分節や雁行等によりボリュームの軽減に努めること。

(2) 老人ホーム（剣谷9番1）

令和2年8月17日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- \* 芦屋山手のゆったりした戸建て住宅地の特徴的な通り景観及び隣接する開発地で計画されている緑豊かな木造の落ち着いた住宅地景観と調和するよう見えがかりのスケールを抑え、ボリュームのある建築物は、形態の分節化や分棟化による調和に努めること。また、計画地南西部分は、隣接する住宅地の通りからの連続性や前山公園からの見え方に配慮した配置規模とし、自然に溶け込むような形態、意匠及び通りや周辺との連続性の形成に努めること。
- \* 計画地が六甲山麓の豊かな緑を背景とするとともに芦屋山手の閑静な住宅地環境にあり、こうした地域環境において異質で突出した形態意匠とならないよう、コーポレートカラーや企業イメージを意匠で強調することなく、建築物の形態意匠は周辺の景観と調和し、高層部の屋根や外壁の色彩は特に低彩度とするよう努めること。また、同一開発地において隣接して計画されているサービス付き高齢者向け住宅と景観の調和を図るよう、使用する素材やデザインの考え方を共通させるなど、まちなみの連続性が創出できるよう工夫すること。
- \* 開発道路を利用する歩行者の目線からの建築物の通り景観については、計画地が風致地区内であることを鑑み、緑の森の中に建築物が見えるようなしつらえ、駐車場が通りから見通せない配置や植栽などによる修景、建築物のボリュームの配置及び手摺り・開口・外壁要素のバランスに配慮すること。また、新たに樹木を植栽するときは、六甲山系の植生にならった樹種を選定するなど、できるだけ周辺の緑に調和した計画とすること。
- \* 建築物の西面は、隣接する前山公園からの見え方に配慮し、戸建住宅を中心とした山手の住宅地景観のスケールとの調和を意識して、ボリュームを軽減するデザインの工夫と緑の合間に建築物が垣間見えるような緑豊かな外観意匠となるよう配慮すること。
- \* 計画地の地形条件から、南側が遠景に開けるため、緑ゆたかな芦屋らしい山裾の風景の維持向上に資するよう、遠景・中景に配慮して、斜面地での地盤面を切り替える場合は全体としての見えがかりの規模及び形態が大きくならないよう工夫すること。